

休会制度の御案内

奎星会事務局

この休会制度は、病気・看病など何らかの理由で、奎星会会員としての活動が一定期間できなくなった場合の救済措置で、内規として定めるものです。したがって、その趣旨を十分にご理解の上、申請して下さいますよう、御案内いたします。

なお、この休会制度を申請せず、退会される場合は、現在の会員資格は抹消されますので了承ください。

- (1) 休会の申請は、当該者が本会事務局に、下(きりとり線以下)の申請書を提出し、申請料として1万円を所定の郵便振込票にて納入すること(郵便振替口座00160-0-67800 奎星会事務局 堀)
- (2) (1)の休会手続きが完了した者は、休会者として事務局に登録される。ただし、奎星会発行の会員名簿には記載しないこととする。
- (3) 期限は3年とし、以降に休会を継続する場合は、再度、(1)の申請を行うこと。
- (4) 復帰までの休会期間内は、年会費を不要とするが、奎星会会報および奎星展覧会要項は送付する。
- (5) 復帰する場合は、復帰願を本会事務局に提出し、次年度会費を所定期日までに納入することによって、次年度から元の会員に復帰できるものとする。

----- きりとり -----

奎星会事務局 御中

休会申請書

以下の通り、本会への休会を申請いたします。なお、申請料として1万円を別途送金いたします。

申請者	姓 号	印	師匠名	
	資格(会員の別)	特別同人	同人	無鑑査 正会員 (いずれかに○印)
	住 所 (連絡先)	〒 電話		
休会理由(簡明に)				
復帰予定年月		年 月		
申請年月日		年 月 日		